

寒川町手数料条例新旧対照表

現行	改正案
<p style="text-align: center;">～略～</p> <p>(手数料を徴収する事務及びその額)</p> <p>第2条 地方自治法第227条の規定により手数料を徴収する事務は、次に掲げる事務とし、当該事務に係る手数料の額は、次の各号に特別の計算単位の定めがあるものについてはその計算単位につき、その他のものについては1件につき当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(19) (略)</p> <p>(20) 消防法第11条第1項前段の規定に基づく貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア)・(イ) (略)</p> <p>(ウ) 危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>1,580,000円</u></p> <p>(エ) 危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>1,940,000円</u></p> <p>(オ) 危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>2,260,000円</u></p> <p>(カ)～(ク) (略)</p>	<p style="text-align: center;">～略～</p> <p>(手数料を徴収する事務及びその額)</p> <p>第2条 地方自治法第227条の規定により手数料を徴収する事務は、次に掲げる事務とし、当該事務に係る手数料の額は、次の各号に特別の計算単位の定めがあるものについてはその計算単位につき、その他のものについては1件につき当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(19) (略)</p> <p>(20) 消防法第11条第1項前段の規定に基づく貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア)・(イ) (略)</p> <p>(ウ) 危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>1,590,000円</u></p> <p>(エ) 危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>1,950,000円</u></p> <p>(オ) 危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>2,270,000円</u></p> <p>(カ)～(ク) (略)</p>

カ～シ (略)

(21)～(34) (略)

2 (略)

～略～

カ～シ (略)

(21)～(34) (略)

2 (略)

～略～

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。